

質問第九号

旧皇族の現状に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年一月二十日

熊谷裕人

参議院議長 山東昭子 殿

旧皇族の現状に関する質問主意書

第五十九代の天皇である宇多天皇は、元慶八年（八八四年）、光孝天皇の叡慮により臣籍降下し、「源定省」と称したが、仁和三年（八八七年）、再び皇族に復帰し、光孝天皇の皇太子となり、その崩御後、即位して宇多天皇となった。

第六十代の天皇である醍醐天皇は、父である宇多天皇が源定省であつた時期にお生まれになつた。はじめ「源維城」と名乗っていたが、宇多天皇の即位とともに皇族の身分を得て、「敦仁」親王とられた。その後、皇太子となり、宇多天皇の譲位により、寛平九年（八九七年）に即位した。

このようにいったん皇族から離れたものの、再び皇族に復帰し、天皇とられた事例も存在する。

現在、旧皇族の中の伏見宮系の世襲親王家の一つである東久邇家の系統には、歴代天皇と男系でつながる男子が数名おられ、悠仁親王殿下とまた従兄弟になる男子も存在しているものと承知している。また、東久邇宮家には、明治天皇、昭和天皇の内親王が妃として迎えられており、血縁的にも上皇陛下や今上陛下とのつながりは深い。

前述のようにいったん皇族を離れた方が再び皇族に復帰することは過去に前例があり、これまでの皇室の

伝統を踏まえると、必ずしも否定されるべきではないという見解があることは承知しているが、いったん皇族を離れた方が再び皇族に復帰した例があることを国民が把握しているとは言えない。

もつとも、皇室のあり方については、平成二十九年六月七日の参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会における菅官房長官の発言にあるように「国民のコンセンサスを得るために、十分な分析、検討、慎重な手続、こうしたことが必要である」ことは論を俟たない。

平成三十一年三月二十日、安倍総理は、参議院財政金融委員会で、安定的な皇位継承を実現する方策について「旧宮家の皇籍復帰等々も含めた様々な議論があることは承知しております」と発言し、戦後に皇籍離脱した旧宮家の皇籍復帰に関して言及している。他方、「国民のコンセンサスを得ることも必要」とも発言し、他の選択肢も含めて慎重に検討を進める考えを明らかにしている。

右を踏まえて、以下質問する。

一 いわゆる伏見宮系の旧皇族の方には、歴代天皇と男系でつながる男子が数名いると承知しているが、政府の把握しているところを示されたい。

二 前記一に関連して、安倍総理は「旧宮家の皇籍復帰等々も含めた様々な議論があることは承知をしてお

ります」と発言しているが、政府として、皇籍復帰について、このような旧皇族の方々と接触し、その意向を確かめたことはあるのか。

三 安倍総理は、「旧宮家の皇籍復帰等々も含めた様々な議論があることは承知」した上で、このような旧皇族の方々に皇族へ復帰していただく方を模索し、「国民のコンセンサスを得る」べく努力するのか。それとも、広く国民的議論を踏まえて、令和の時代にふさわしい皇室のあり方を模索するのか。安倍総理の見解如何。

右質問する。